

第2次雲南市子ども読書活動推進計画(案)

令和2年3月

雲南市教育委員会

— 目 次 —

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1P

I 計画策定の背景

1. 国及び県における計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・2P

2. 雲南市における子ども読書活動に関わる現状と課題・・2P

（1）市立図書館・図書室における取り組みの状況・・2P

①図書館・図書室・・・・・・・・・・・・・・・・・・2P

②図書館サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・3P

（2）学校等における取り組みの状況・・・・・・・・・・4P

①小中学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・4P

②幼稚園等・・・・・・・・・・・・・・・・・・5P

（3）家庭へ向けた取り組みの状況・・・・・・・・・・5P

①ブックスタート事業・・・・・・・・・・・・・・・・5P

②読書を通じた男女共同参画・多様性への理解推進・・6P

II 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7P

1. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7P

2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7P

3. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7P

（1）子どもが本に親しむ機会の充実を図る・・・・・・・・7P

（2）子どもと読書をつなぐ人材を育成する・・・・・・・・8P

（3）子どもの読書を支える環境を整える・・・・・・・・8P

III 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10P

1. 子どもが本に親しむ機会の充実を図る・・・・・・・・10P

（1）家庭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10P

（2）地域・図書館・図書室・・・・・・・・・・・・・・・・10P

（3）小中学校（学校図書館）・・・・・・・・・・・・11P

（4）幼稚園等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12P

2. 子どもと読書をつなぐ人材を育成する・・・・・・・・12P

（1）人材の配置・確保・・・・・・・・・・・・・・・・12P

（2）人材の育成・研修・・・・・・・・・・・・・・・・12P

3. 子どもの読書を支える環境を整える・・・・・・・・12P

（1）市立図書館・図書室の充実・・・・・・・・・・・・12P

（2）学校図書館の充実・・・・・・・・・・・・・・・・13P

（3）市立図書館と関係機関との連携・・・・・・・・13P

（4）図書館相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・14P

はじめに

本計画は、本市の子どもたちの読書活動を総合的かつ計画的に推進していくためにまとめたものです。

子どもの読書活動を通して身に付けられる読解力や思考力、表現力などは、自ら課題を発見し解決しようとする力の向上につながり、国際化や情報化の進展など変化が激しく、容易に予測できないこれからの社会を生きていく上でとても大切なものです。家庭を巡る状況の変化や、地域社会の教育力の低下、様々な情報メディアの普及など、情報化社会の進展による子どもの文字・活字離れ、読解力の低下が指摘されています。子どもの読書活動の大切さを認識し、社会全体が連携してその推進に取組み、子どもが本に興味や関心を持ち、進んで本に親しもうとする気持ちを育んでいく必要があります。

本市の子どもの読書活動は、「雲南市子ども読書活動推進計画」に基づいて推進してきました。市立図書館での読み聞かせ事業、保育所（園）・幼稚園・認定こども園（以下「幼稚園等」という）等での読み聞かせ活動、小中学校での朝読書の推進、県の「子ども読書活動推進事業」を活用した学校図書館への司書や学校図書館支援員の配置など、関係機関やボランティアの方々と協力しながら、子どもたちの読書活動の推進に向けた取り組みが行われており、今後もこれらが継続し、より発展していくものと期待しています。

こうした経過を踏まえ、本計画は、この度策定した第4次雲南市教育基本計画の「図書館サービスと読書活動支援の充実」を具体化する計画として位置付け、家庭、幼稚園等、小中学校等、地域、図書館が連携しながら、今後の読書活動の充実を図っていきます。

I 計画策定の背景

1. 国及び県における計画

国においては平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が成立しました。推進法では、子どもの読書活動の推進に関する基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体の責務が明記されました。

それに基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が、平成20年3月に第2次基本計画が、そして平成25年5月には第3次基本計画が策定されました。また、第3次基本計画期間中においては、学校図書館法の改正、学習指導要領の改訂等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備が行われました。平成30年4月には、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにした第4次基本計画が策定されました。

また、県においては、推進法第9条に基づき、平成16年3月に「島根県子ども読書活動推進計画」を策定し、現在は、平成31年3月策定の第4次計画に基づき、これまでの取り組みを一層充実させるため、学校、市町村図書館等の関係機関や団体と連携を図っていくこととされています。

2. 雲南市における子ども読書活動に関わる現状と課題

(1) 市立図書館・図書室における取り組みの状況

① 図書館・図書室

◆ 状況

- ・市内には、大東、加茂、木次の3つの市立図書館と、三刀屋、吉田、掛合の3つの市立図書室があります。大東図書館は平成29年度に増改築整備を行い、平成30年6月にリニューアルオープンしました。掛合図書センターについても平成29年度に掛合交流センター建設に合わせ整備を行い、平成30年4月に新施設で再開しました。また、三刀屋町永井隆記念館図書室については、記念館建替え工事に伴い平成30年度より休館し整備を進めており、令和3年4月に新施設での再開を予定しています。
- ・平成22年度より市立図書館3館の図書館コンピュータシステム（以下「図書館システム」という）を統合し、図書館サービス¹が向上しました。
- ・市立図書館3館は、平成23年度より図書館業務の運営を民間事業者に委託し、図書館職員が3館を相互にサポートするなど柔軟な運営を行っています。三刀屋図書室（うちの本箱）は永井隆記念館内に、吉田図書室は吉

¹ 「図書館サービス」

図書館の業務活動全体の中で、閲覧、貸出など利用者に対して直接的に提供される各種サービスのこと。利用サービスということもある。図書館の業務のうち大半を占めるサービス。

田交流センター内に、掛合図書センター（陽だまり館）は掛合交流センター内にあります。図書室の専任の職員は配置されていませんが、記念館や交流センターの職員が図書の貸出等の業務にあたっています。

- ・市立図書館の児童書数は、年々増加しており、貸出冊数は減少傾向です。

◆課題

- ・市立図書館の場所や開館日について今後も積極的な広報活動を行う必要があります。
- ・学校やボランティア、地域、他の図書館施設等の関係機関との連携をより深め、子ども読書の取り組みを進めていく必要があります。

②図書館サービス

◆状況

- ・市立図書館 3 館で借りた図書は、資料返却受付サービス²により、貸出館以外の場所でも図書の返却ができます。
- ・市立図書館 3 館と三刀屋図書室では、ボランティアの協力を得ながら、定期的な読み聞かせ活動が行われています。また、掛合図書センターでは運営委員会によるお話し会などのイベントが開催されています。
- ・大東町では、昭和 59 年に子ども読書会が設立され、複数の地区で月に 1 回の読書会が行われており、市立図書館はその活動を支援しています。
- ・市立図書館の職員が、図書館のない三刀屋町、吉田町、掛合町の幼稚園等へ出張読み聞かせサービスを行っています。
- ・乳幼児を連れての来館を支援するため、木次図書館には館内で使用できるベビーカーが設置されています。大東、加茂図書館は、ベビーカーを使用して来館された場合、そのまま館内に入ることができます。
- ・平成 26 年度に 3 館全てにタッチパネル式 OPAC³ 端末の設置が完了し、大人だけでなく、子どもも図書館内の図書が検索できるようになりました。

² 「資料返却受付サービス」

雲南市の図書館サービスの一つで、遠隔地への利便性を図るため、市立図書館 3 館で借りた図書を貸出館以外の場所でも返却を受け付けるサービス。市立図書館 3 館、三刀屋・吉田・掛合総合センター、加茂文化ホール「ラメール」、木次経済文化会館「チェリヴァホール」、三刀屋文化体育館「アスパル」の 9 か所を窓口としている。

³ 「OPAC」

読み方は、オパックまたはオーパック。図書館の蔵書検索システムのこと。探したい本を検索することにより、蔵書の有無、所在の棚の場所、検索時点での貸出状況が確認できる。

◆課題

- ・少子化、スポ少低学年化、保護者の多忙等により図書館への来館機会が減り、子ども読書会の会員数も減少している状況です。
- ・市立図書館の図書館サービスや読み聞かせボランティア⁴による活動について、今後も積極的な広報活動を行う必要があります。
- ・学校やボランティア、地域、他の図書館施設等の関係機関との連携をより深め、子ども読書の取り組みを進めていく必要があります。

(2) 学校等における取り組みの状況（令和元年11月現在）

①小中学校

◆状況

- ・雲南市には、小学校が15校、中学校が7校、計22校あります。
- ・「学校図書館データベース化事業」（平成21年度）により、市内全ての小中学校の学校図書館へ図書館システムを導入し、システムによる蔵書管理を行っています。また、それに併せて市立図書館と学校図書館の蔵書のデータも共有しています。
- ・雲南市では、県が実施する「子ども読書活動推進事業」を活用し、平成21年度から学校司書や学校図書館支援員の配置を開始しました。現在は、学校司書を、小学校8校、中学校4校に配置し、それ以外の学校には学校図書館支援員を配置しています。
- ・「学校図書館図書標準」⁵に対する達成状況（平成30年度末）では、100%以上を達成している市内小学校は15校中12校、中学校は7校中2校です。
- ・平成30年度の調査で、学校図書館での児童・生徒の貸出冊数は、小学校の県平均72.1冊、市平均75.4冊で県の平均を3.3ポイント上回り、中学校の県平均14.7冊、市平均13.1冊で、県の平均を1.6ポイント下回っています。
- ・朝読書をはじめとする小中学校での全校一斉読書は、小学校は15校全て、中学校は7校中6校で取り組まれています。また、教職員またはボランティアによる読み聞かせは、小学校は15校全て、中学校は7校中4校で取り組まれています。

⁴ 「読み聞かせボランティア」

絵本や紙芝居の読み聞かせを行うボランティアのこと。活動場所は、市立図書館・図書室、学校、幼稚園等と多岐にわたり、読み聞かせる対象は子どもや高齢者とする人が多い。学校では、主に朝礼前や昼休みなどに活動し、定期的に読み聞かせを行っている。

⁵ 「学校図書館図書標準」

平成5年に文部科学省が学級数に応じて学校図書館の蔵書数の標準を定めたもの。この標準は特別支援学級を含む学級数により算出されているため、学校によっては年により達成度が大きく変動する。

◆課題

- ・学校司書が配置されている学校では、小中学校ともに「司書教諭に活用推進のための時間がない」との回答が多くみられ、校内体制により時間割の中に司書教諭の業務を行う時間を確保することが課題にあがっています。
- ・学校司書の継続的及び拡充した配置が求められています。そのための人材の確保と勤務条件等の整備も求められています。また、県の事業を活用していることから、今後の継続については不透明な面もあります。
- ・学校図書館支援員や読み聞かせボランティアを対象とした研修を市立図書館と連携し行います。
- ・学校図書館の図書資料の充実を目指し、市立図書館の資料を活用するなど、限られた予算の中で工夫していく必要もあります。
- ・朝読書等での読み聞かせボランティアの減少。

②幼稚園等（令和元年度）

◆状況

- ・雲南市には、公立保育所（園）4園、幼稚園4園、認定こども園10園、私立保育所4園と子育て支援センター5か所があります。
- ・公立幼稚園等の蔵書数の平均は、約1,000冊です。
- ・多くの幼稚園等で、職員による読み聞かせがほぼ毎日行われています。ボランティアによる読み聞かせは全ての公立幼稚園等で行われており、開催頻度は、週に1~2回から年に数回とばらつきがあります。
- ・私立を除く幼稚園等では、親子読書の啓発として家庭へ本を貸し出しています。子どもや保護者が本を手に取りやすいように設置場所の工夫をする等、親子読書の啓発について各園で独自に取り組んでいます。
- ・「しまね子育て絵本」の巡回に参加している幼稚園等は10園、私立保育所2園、子育て支援センターは2か所あり、読み聞かせや家庭への貸出に利用されています。

◆課題

- ・幼稚園等の職員が本や読書環境についての知識を得る機会や時間が少ないため、実情に合わせて研修を行うなど読書環境を充実させる必要があります。
- ・本の貸出等、家庭への親子読書の啓発について、今後も継続して推進していく必要があります。

（3）家庭へ向けた取り組みの状況

①ブックスタート事業

◆状況

- ・本市では、4ヶ月健診時に「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントすることを主旨に、雲南市ブックスタート事業を行っています。ボランティアや図書館職員等が、「赤ちゃん絵本を開く時間の大切さ」と「地域が子育てを応援している」といったメッセージを伝え、ブックスタート・パックとして絵本や図書館のパンフレットを配布しています。
- ・これにより、発達段階の早いうちから本に触れ合う機会を増やすように努めています。

◆課題

- ・ブックスタートで赤ちゃんに読み聞かせなどを行うボランティア登録者数が減ってきています。今後は地域での子育て支援を行っている母子保健推進員などと連携していく必要があります。

②読書を通じた男女共同参画・多様性への理解推進

◆状況

- ・雲南市男女共同参画センターでは、性別にとらわれず個性を認め合う男女共同参画意識啓発のため、平成24～25年の2か年をかけてオリジナル絵本を製作し、小学校等での読み語りを継続して実施しています。また、近年は絵本を外国語に翻訳し日本語と外国語の読み語りをを行い、外国文化への理解推進の取り組みを行っています。
- ・市立図書館では、県が推奨する「読みメン」プロジェクト⁶のチラシを配布し啓発活動を行っています。

◆課題

- ・家庭での読み聞かせは、母親だけが関わっている家庭も多いため、「読み聞かせをしたいが時間や余裕がない」という状況があります。このような状況の改善を図るため、父親や祖父にも家庭における読み聞かせへの参加を促していくことが必要です。男女共同参画センターの取り組みとの連携が求められます。

⁶ 「読みメン」プロジェクト

平成24年度から子ども読書活動推進事業で県が行っている取り組み。父親を主な対象として、男性が絵本の読み聞かせを通して子育てに参画し、子どもと一緒に読書を楽しむことを推進している。

Ⅱ 基本方針

1. 基本目標

本市の「教育基本計画」では、キャリア教育を「将来社会的・職業的に自立して強く生き抜くために必要な意欲・態度を身に付けることをねらいとして行われる教育活動の総体としてとらえ、幼児・児童生徒の『知・徳・体』の調和のとれた発達を促す教育」と定義し、本市の教育の中心に位置付けていくこととしました。具体では平成21年度から取り組んでいる雲南市キャリア教育推進プログラムである「『夢』発見プログラム⁷」を「本市の特色を生かした教育活動の柱」に据えて取り組みを図っています。

乳幼児期の読書活動から育まれる言語力、表現力、想像力、そして豊かな心は、おもいやりや善悪の判断等の基礎的倫理観、自律心や自制心、社会的マナーやコミュニケーション能力の基礎となります。

子どもが本に興味や関心をもち、進んで本に親しもうとする気持ちを育むため、親子や保育者の触れ合いの中で子どもが本と出会い、読書に親しむことができるよう、幼児期からの読書習慣作りが大切です。

本市では、この読書活動推進計画を教育基本計画の下位計画と位置付け、基本目標を「**読書を通して、心豊かでたくましい子どもを育てる**」とし、次の取り組みを通じ、子ども読書活動を推進します。

なお、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、「子ども」は概ね18歳以下を指していますが、本計画では、特に乳幼児期から中学生までの読書活動の推進を中心に取り組んでいきます。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

3. 基本的な考え方

(1) 子どもが本に親しむ機会の充実を図る

- ・生涯にわたり読書活動を行うためには、乳幼児期からの読書習慣の定着が必要です。そのため、家庭、幼稚園等、小中学校、地域、市立図書館・図書室等が連携・協力して、子どもが様々な本と出会い、興味関心を広げて

⁷ 「『夢』発見プログラム」

雲南市キャリア教育プログラムのこと。子どもたちが「ふるさと雲南」の地域資源(人・もの・こと)や伝統文化にふれ、温かい人々との交流を通して、将来への夢や希望、勤労観、職業観を発達段階に応じて身に付け、自己の生き方を見つけたり、将来を設計できる(ライフデザイン)能力を育てていくことを目指したプログラム。

いける活動の充実を図ります。

- ・家庭に子どもの読書活動の大切さについて、広く周知し、親子読書の推進などさらなる理解と関心を促します。地域自主組織を中心とする地域住民へも、子ども読書活動について理解と協力を求めています。

(2) 子どもと読書をつなぐ人材を育成する

- ・市内では、読み聞かせボランティアや学校図書館支援員等により子どもの読書活動が支えられています。今後もそれらの活動を支援し、ボランティアの確保、そして養成のための研修を目的とした講座等を開催していきます。

(3) 子どもの読書を支える環境を整える

- ・読書のための施設である市立図書館・図書室及び学校図書館について、計画的な環境整備及び修繕に取り組み、より良い読書環境の充実を目指します。
- ・市立図書館・図書室と幼稚園等、小中学校、地域、行政や、県立図書館等市外を含む図書館間の連携を深め、効果的な運用を図ります。

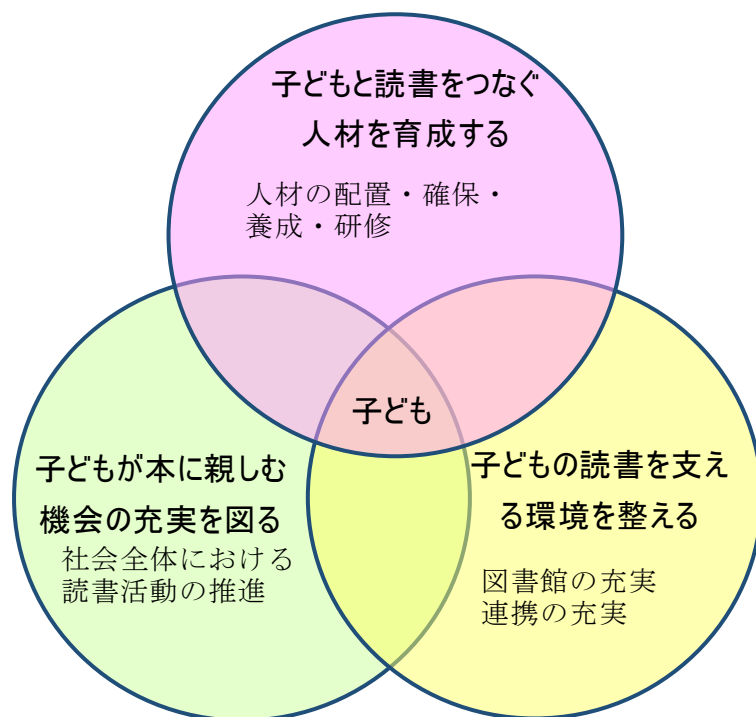
第4次「島根県子ども読書活動推進計画」
本に親しみ本から学び
より豊かに生きる力を育てる

雲南市教育基本計画(第4次)
ふるさとを愛し 心豊かでたくましく
未来を切り拓く 雲南市の人づくり

『夢』発見プログラム
(雲南市キャリア教育プログラム)

第2次雲南市子ども読書活動推進計画

読書を通して、心豊かでたくましい子どもを育てる



Ⅲ 基本施策

1. 子どもが本に親しむ機会の充実を図る

(1) 家庭

- ・子どもの読書活動の重要性について家庭に周知するため、市、市立図書館・図書室、小中学校、幼稚園等が連携して情報発信や研修等による理解の促進に努めます。
- ・メディアと上手に向き合うため、親子で話し合いを行いルールを決めたり、家族で同じ時間に読書をするなどの取り組みを啓発し、家族が子どもの読書活動を支える環境づくりを目指します。
- ・「雲南市ブックスタート事業」を推進するため、主管である健康福祉部と協力し、乳幼児期からの本との触れ合いの重要性を普及啓発し、市立図書館、図書室の情報提供を行います。
- ・市は、雲南市男女共同参画センターが取り組む男性の育児参画や家事参画の啓発事業と連携し、父親や祖父母も含めた家庭での読み聞かせ体制が整うよう促します。性差にとらわれず、それぞれの個性を大切に「自分らしく」生きていく意識の啓発に取り組みます。

(2) 地域・図書館・図書室

- ・市と市立図書館は、市民が相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「共生社会」を目指し、人生 100 年時代を豊かにする読書や調査研究の機会を提供する役割を担い地域住民のニーズに対する情報拠点となるよう運営に努めます。
- ・市立図書館・図書室は、地域のボランティアと連携し、講座やイベント等での啓発を通して子どもの読書活動促進の機会を設けるよう努めます。
- ・市と市立図書館は、図書館や市の広報だけでなく、様々な媒体を活用し、市立図書館・図書室の情報発信を積極的に行います。
- ・市立図書館は、図書館のない地域への出張読み聞かせ等の事業を継続して行い、図書館や図書室を身近に感じてもらえる活動の充実を図ります。
- ・司書が配置されていない市立図書室では、市が市立図書館と連携し、研修や実践の場を設けるなど、各図書室の実情に応じた支援を行います。
- ・多くの児童が利用している放課後児童クラブでの読書環境の充実を働きかけます。

- ・中学校区で設置している学校運営協議会⁸において、読書の実態を学校・地域・家庭が共有し具体の施策に取り組みます。
- ・地域住民等の参画による「地域学校協働活動」⁹として実施される読み聞かせ活動や学校図書館への支援を通じて、子どもの読書活動の充実を図ります。

(3) 小中学校（学校図書館）

- ・学校は、学習指導要領において、各教科等の指導に当たっては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」とされており、全校一斉読書の実施・継続、読み聞かせ等読書活動の充実に努めます。
- ・学校図書館には、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、子どもの学習活動を支援する「学習・情報センター」としての機能があります。この機能を発揮できるよう、学校は校長の指揮の下、司書教諭や学校図書館担当職員が中心となり、学校全体で連携・協力して、授業での学校図書館の活用を促進する等、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒に豊かな心や、情報を活用する力が育まれるよう取り組みます。
- ・児童生徒相互の図書紹介や読書会、ビブリオバトル¹⁰等による読書経験を共有します。
- ・個別に支援が必要な児童生徒が読書を楽しむことができるようユニバーサルデザイン¹¹の視点に立った適切な支援に取り組みます。
- ・教科の目的を達成するための効果的な学習活動（言語活動等）の設定とそ

⁸ 「学校運営協議会(制度)」(コミュニティ・スクール)

学校と保護者が地域住民と共に知恵を出し合い、学校の運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、学校運営協議会の設置については市町村教育委員会の努力義務と位置付けられている。

⁹ 「地域学校協働活動」

地域住民、企業等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携協働して行う様々な活動。

¹⁰ 「ビブリオバトル」

京都大学から広まった輪読会・読書会、又は勉強会の形式で「知的書評合戦」とも呼ばれている。「ビブリオ」は古代ギリシャ語の「本」の意味。公式ルールは、①参加者が読んで面白いと思った本を、順番に一人5分間で本を紹介する ②その後、参加者全員でその紹介に関するディスカッションを行う ③全ての紹介が終了した後、「どの本が一番読みたくなったか？」を基準に投票を行う とされている。

¹¹ 「ユニバーサルデザイン」

年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人に分かりやすく、利用可能なデザイン。

の過程や手段として図書資料等の活用を行います。

- ・教員と司書教諭・学校司書等の連携協力による授業づくりに取り組みます。

(4) 幼稚園等

- ・幼稚園等は、ボランティアの協力を得ながら、絵本の読み聞かせを継続する等、子どもたちが絵本や物語を楽しむ機会の充実を図ります。
- ・家庭での読み聞かせを促進するため、幼稚園等では定期的な絵本の貸出を行い、親子読書活動等に継続して取り組みます。
- ・幼稚園等は、「しまね子育て絵本」や県立図書館・市立図書館の図書を活用する等、多様な絵本や紙芝居と出会う機会の充実に努めます。

2. 子どもと読書をつなぐ人材を育成する

(1) 人材の配置・確保

- ・市は、学校図書館への学校司書の配置が促進されるよう、予算の確保及び司書資格を有する人材の確保に努めます。
- ・読み聞かせボランティア等を対象にした研修や養成講座でブックスタート事業へもボランティアとしての参加を呼びかけるなど、ボランティア登録者数が増えるよう努めます。

(2) 人材の育成・研修

- ・市と市立図書館は、読み聞かせボランティアの研修会を開催するなど、幼稚園等や学校、地域での子どもの読書活動を支える人材の育成に努めます。
- ・市は、学校司書や図書ボランティアに対して研修を行い、学校図書館で実践できる知識の習得を促し、学校図書館の充実を図ります。
- ・市は、幼稚園等の職員が本や読書環境について、幼稚園等で活かせる知識や情報を得られるよう研修の機会を設けます。

3. 子どもの読書を支える環境を整える

(1) 市立図書館・図書室の充実

- ・市立図書館及び図書室は、市民や利用者の声を反映させた図書館サービスの実施に努めます。
- ・市立図書館及び図書室は、児童図書¹²やヤングアダルト¹³向け図書等、

子

¹² 「児童図書」

幼児向きの絵本や童話、幼年文学など、少年少女を対象とした図書。

¹³ 「ヤングアダルト」

ヤングアダルトとは、日本では定義を明確にされていないが、「若い大人」という意味で、子どもと大人の間間と言える13歳から18歳頃を主な対象とすることが多い。

どもの読書活動に必要な図書資料の充実に努めます。

- ・市立図書館及び図書室は、子どもや親子連れが安心して本を選んだり、読んだりできるよう施設環境の工夫に努めます。
- ・市立図書室3室には、司書が配置されていないため、市が必要に応じて研修の機会や、市立図書館司書による支援の機会を設けるなど、図書室も市民にとって身近で利用しやすい生涯学習拠点となるようその充実に努めます。

(2) 学校図書館の充実

- ・教育活動や児童生徒の実態に合わせ協議を行い、適切な選書と計画的な図書の整備に取り組みます。
- ・配架の工夫、展示の充実など、学校図書館が子どもにとって居心地が良く本に興味や関心が持てる施設環境となるよう整備に努めます。
- ・多目的スペースへの読書コーナーの設置など、児童生徒が利用しやすい校内読書環境の工夫に努めます。
- ・児童生徒の障がいや発達段階に応じた図書の充実や図書を手に取りやすい環境整備に努めます。

(3) 市立図書館と関係機関との連携

(ここでの「関係機関」とは幼稚園等、小中学校、地域、行政のことを指す)

- ・雲南市図書館協議会において、関係機関からの意見を踏まえた図書館運営を推進します。
- ・地域における子どもの読書活動の推進を図るため、市は、幼稚園等、小中学校、地域自主組織等に対して、市立図書館の団体貸出¹⁴を促します。
- ・市と市立図書館は、読み聞かせ事業や研修会の開催について積極的に周知します。
- ・市と市立図書館は、子どもの読書活動に対する各種相談にも積極的に対応し、関係機関の連携の推進を促します。
- ・市と市立図書館は、図書館や学校等で活動するボランティアへ情報提供や研修の機会を設けるとともに、研修等で習得した技術を発揮できる活動の場の確保を支援します。
- ・市と市立図書館は、絵本の読み聞かせ講座と連携して、ボランティアとしての参加も呼びかけます。
- ・市立図書館は、学校を通じての図書館利用を進め、児童生徒の職場体験学

¹⁴ 「団体貸出」

市立図書館の図書を最大100冊まで、貸出期間は4週間、団体(学校、地域自主組織等を含む)へ貸し出すサービス。

習等を積極的に受け入れます。

- ・市と市立図書館は、ブックスタート事業をはじめ、教育委員会以外の部局が実施する乳幼児やその保護者対象の各種事業と連携し、子どもの読書活動の重要性について周知するよう努めます。
- ・市と市立図書館は、雲南市男女共同参画センターが取り組む事業、研修等と連携し、男女が協力する育児について理解を求めるとともに、父親や祖父母にも家庭における読み聞かせへの参加を促します。
- ・県公立図書館協議会を通じ、館種を超えた図書館や読書団体同士の交流、連携を図ります。

(4) 図書館相互の連携

- ・市立図書館は、3館一体となった読書活動の推進を行うため、図書館連絡会を定期的に開催し、一体的な運営、利用の促進が行われるよう連携します。
- ・市立図書館は、島根県立図書館をはじめとする公立図書館との連携を深めて、児童図書相互貸借やレファレンスサービス¹⁵の協力を強化し、子ども読書活動の推進に関する市外の情報収集に努めます。
- ・市は、蔵書データを共有している市立図書館と学校図書館間の貸出体制の連携・協力を進めていきます。

¹⁵ 「レファレンスサービス」

図書館利用者が求める情報・資料等に、情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによって、利用者を支援する業務。